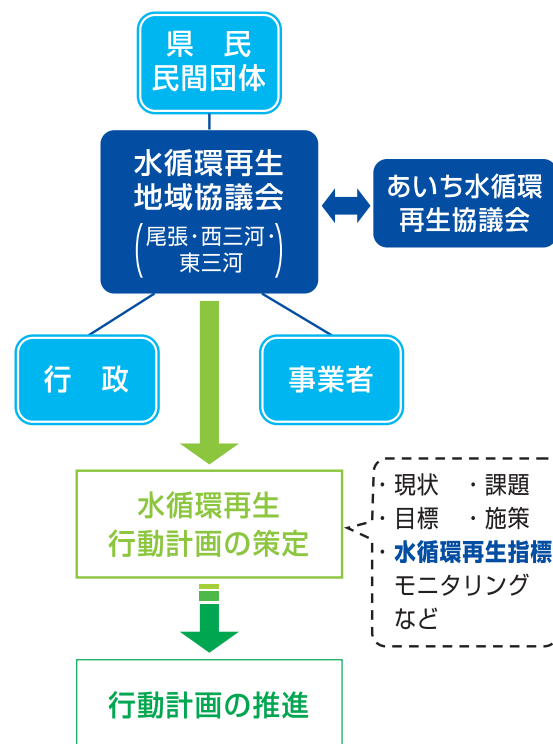


取組の推進

地域協議会の設置

地域ごとに県民や事業者、民間団体、行政からなる「地域協議会」を設置し、各主体の交流・意見交換を行い、情報を共有化するとともに、「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」に向けて、連携・協働して取り組みます。

地域協議会では、水循環再生行動計画の策定や、その後の計画のフォローアップを行います。



水循環再生指標

「水質」のほか、川幅や水深の「水量」、生物の種類や数の「生態系」、川辺に近寄れるかといった「水辺の親しみやすさ」など、県民にとってわかりやすい4項目で構成し、川などの健康状態を総合的に判断するための指標。

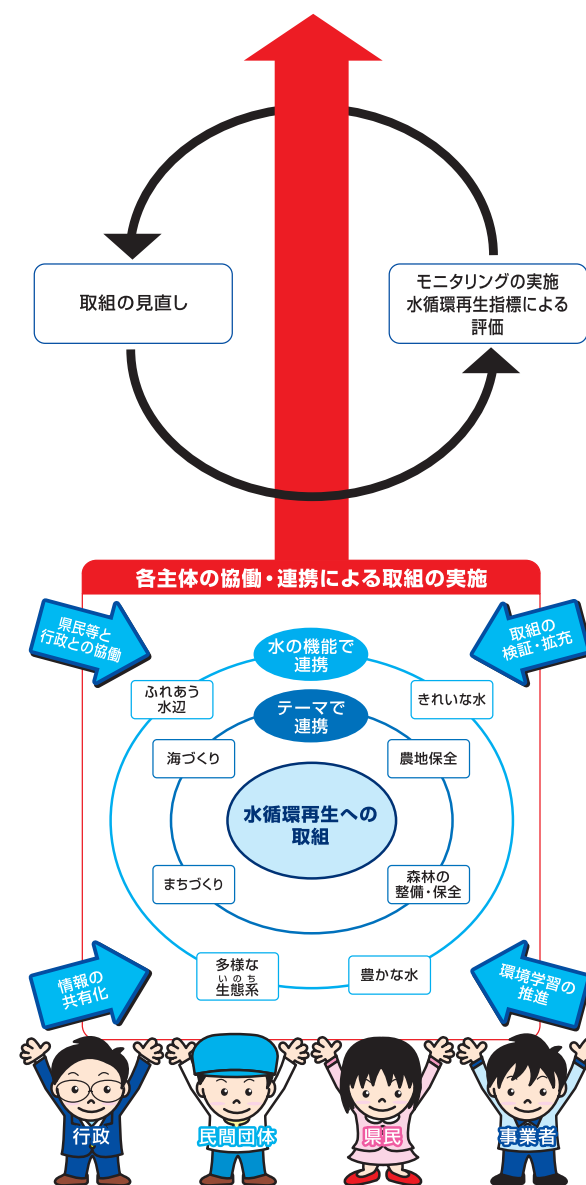
県民の幅広い参加を得て経年的にモニタリングを実施し、行動計画の評価や見直しに役立てます。

水循環再生に関するそれぞれの役割と、参加する意義をよく理解し、お互いが連携・協働しながら自主的・積極的に水循環の再生に取り組みましょう。

水循環の再生

目標

人と水との豊かなかかわりの回復・創造



あいち 水循環再生基本構想

～水が結ぶ活力あるあいち～

(概要版)

あいち水循環再生基本構想

～水が結ぶ活力あるあいち～

平成18年3月策定 愛知県環境部水地盤環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 ☎052-954-6220 (ダイヤルイン)

電子メール:mizu@pref.aichi.lg.jp



水循環の現状

水循環とは？

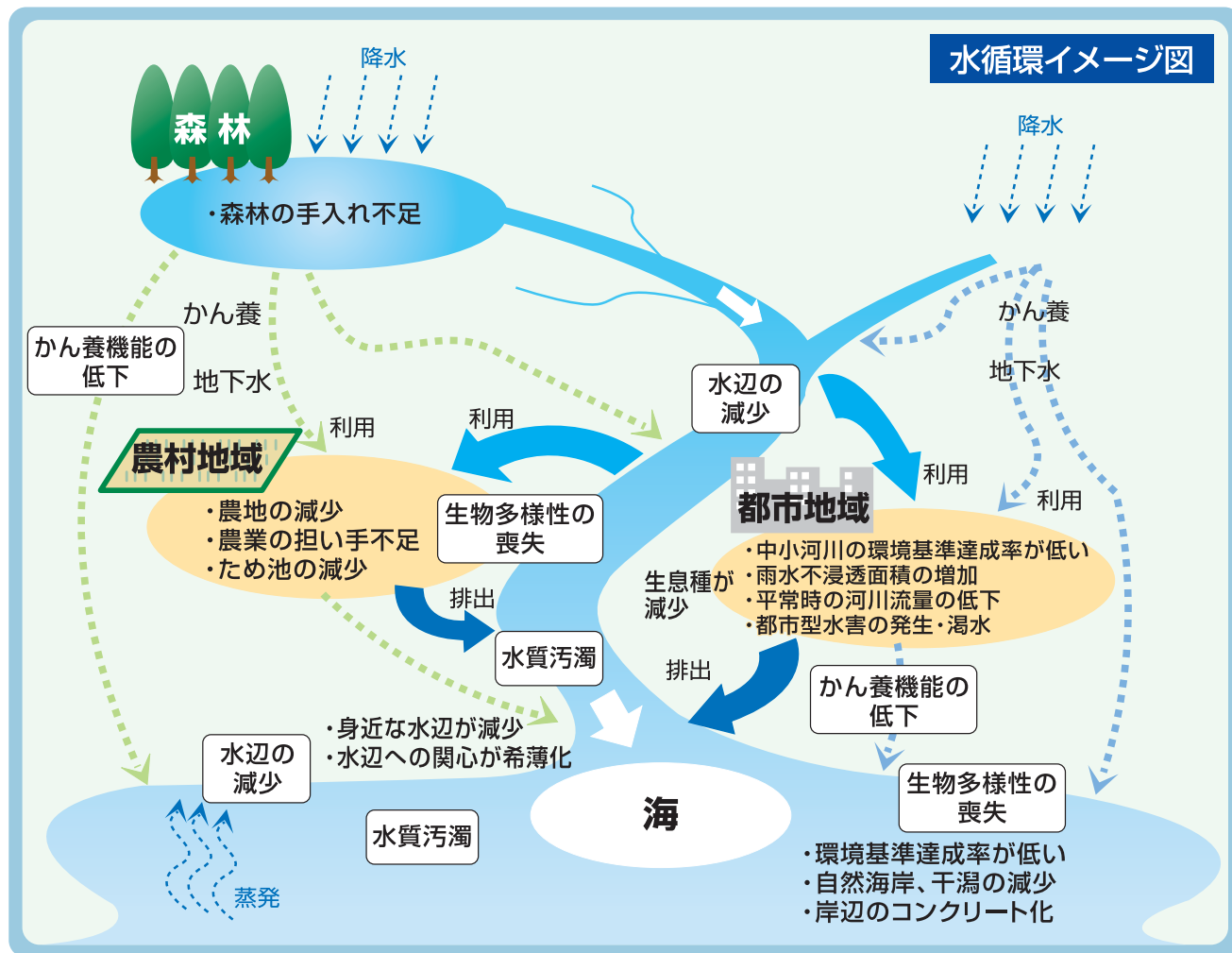
水が蒸発し、森林や農地、宅地などに雨として降り注ぎ、表流水となって川の流れとなるとともに、土の中にしみ込み、地下水となって流下し、また海に戻るといった循環をしています。

この循環の過程において、人は、生活用水や農業用水など様々な形で水を利用し、使われた水は、再び川や海へと戻っていきます。(※水循環イメージ図参照)

健全な水循環は、川や地下水の水量を確保するだけでなく、土壌への浸透や流れの過程において水質を浄化するとともに、多様な生態系を維持し、人と水がふれあう水辺を保全するなどの重要な機能を有しています。

水循環の4つの機能

- 「水質の浄化」
- 「水量の確保」
- 「多様な生態系の維持」
- 「水辺の保全」



水循環の課題

1 川や海などの汚れ

河川における環境基準達成率は、県全体で見ると、改善傾向にありますが、都市とその周辺を流れる一部の中小河川や、湖沼(油ヶ淵)では、環境基準が達成されていません。海域における環境基準達成率は低く、赤潮や苦潮(貧酸素水塊)の発生が見られます。



赤潮(写真:水産試験場 提供)

2 森林の手入れ不足

森林の減少や手入れ不足による整備の遅れは、森林が本来持っている水源かん養などの機能を低下させます。



手入れ不足の森林

3 農地面積の減少

水田面積の減少や農業用のため池の減少による、地下水のかん養機能や雨水貯留機能の低下は、普段の川の流れを少なくする一因であり、降雨による一時的な出水の原因となります。

4 都市型水害の発生

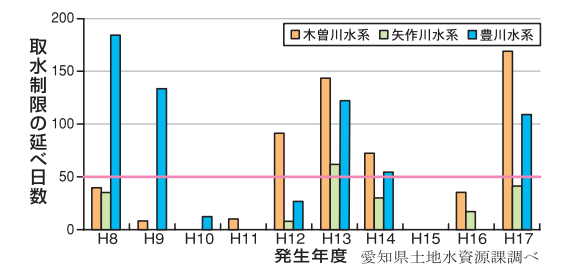
都市化の拡大に伴う雨水の不浸透面積の増加は、降雨が地下にしみ込まずに一時の出水となって、都市型水害の発生の一因となっています。また、保水機能や地下水かん養機能の低下にもつながります。



東海豪雨災害(平成12年9月11日~12日)

5 渇水の発生

最近の10年間で、その内6年は50日以上にわたる長期の取水制限が行われています。



6 地盤沈下

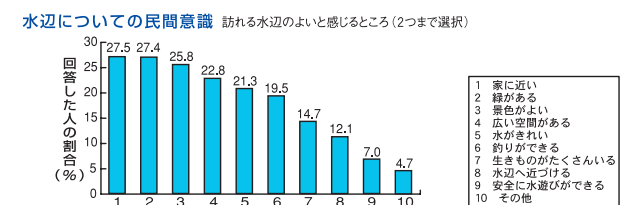
地下水の過剰揚水による地盤沈下は沈静化してきていますが、夏の異常渇水時に広範囲な地盤沈下が発生したことがあります。

7 生物多様性の喪失

川や干潟などでは、野生生物の生息環境の劣化による、固有種をはじめとする生物種の減少など、生物多様性が喪失しています。

8 水辺の減少

川や海などの水質汚濁やふれあいや憩いの場としての水辺の減少等により、人と水がふれあう機会が減るとともに、水文化や水に関する習俗の衰退もみられます。



※環境基準:行政上の目標であって、環境行政を進めていく上での指針となるものです。水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として定められています。
※苦潮:青潮とも言われ、海水の底層に分布する極端に酸素の少ない水の塊(貧酸素水塊)が海面に浮上し、海水の色が乳白色を帯びた青又は緑色を呈する現象をいいます。

水循環再生基本構想策定の趣旨

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」「水量の確保」「多様な生態系の維持」「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環を再生することを目的に構想を策定しました。

構想の目標とめざす姿

目標 人と水との豊かなかかわりの回復・創造

めざす姿

安心して利用できるきれいな水

- ①環境基準を達成するとともに、生活・工業・農業・水産の用途に適したきれいな水を確保する。
- ②水と遊んだり、泳いだりできるきれいな水を確保する。



暮らしを支えて流れる豊かな水

- ①保水・かん養機能を向上させ、渇水や水害が少なく、生活や産業を支える水量を確保する。
- ②身近に水の流れが感じられ、水を大切にする地域づくりをする。



水が育む多様な生態系

- ①川や海などで地域の固有種をはじめとする多くの動植物を守り育てる。
- ②動植物の生息・生育に適した環境を保全・再生する。



人と水とがふれあう水辺

- ①憩いや遊びの場として、親しみのある水辺空間を整備する。
- ②水を楽しみ、学び、守る機会を増やす。



取組の方向性

① 視点の転換

場の視点

- これまでは、水に関する課題について、工場に対する排水規制などの限られた場所や、環境、治水、利水などの限定した側面を捉えて解決を図る取組を実施してきました。(場の視点)

視点の
転換

流れの視点

- 今後は、流域の一連の水の流れを考慮し、流域全体で水循環の機能に着目した取組を総合的に実施することにより、限られた視点(場)での取組を、線・面での取組に拡げます。(流れの視点)

② 流れの視点での取組

構想の目標とめざす姿を実現するため、「水循環の機能で連携」した取組を縦糸とし、森林の整備・保全などの「テーマで連携」した取組を横糸として、固く織り成すことにより、効率的・効果的で継続的な取組とします。また、環境学習の推進や情報の共有化などにより、取組を活性化します。

水循環の機能で連携

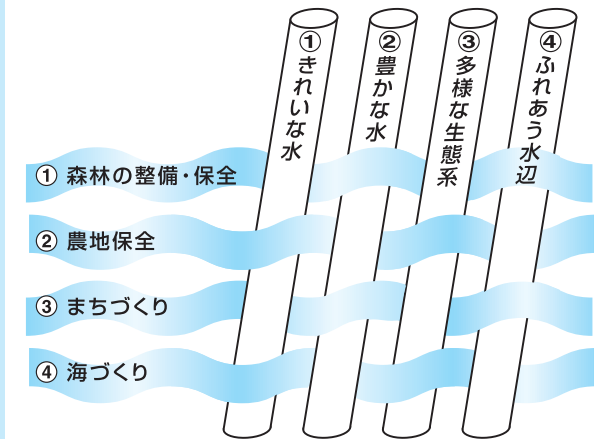
上流から下流まで流域の全体にわたって、水循環の機能で連携した総合的な取組を実施。

- ①「きれいな水」のための取組
- ②「豊かな水」のための取組
- ③「多様な生態系」のための取組
- ④「ふれあう水辺」のための取組

テーマで連携

水循環の再生につながる特定のテーマごとに関連する様々な対策を連携させることにより、対策相互の相乗効果や波及効果を生かして総合的な取組を実施。

- ①森林の整備・保全の取組
- ②農地保全の取組
- ③まちづくりの取組
- ④海づくりの取組



取組活性化のための方策

- 取組全体の活性化と効果的な推進を図ります。
- ・環境学習の推進
 - ・情報の共有化
 - ・県民・事業者・民間団体・行政等の協働
 - ・取組の検証・拡充

水循環の機能で連携した取組

① 「きれいな水」のための8の取組

水質浄化で連携し、流域の特性を考慮した汚濁負荷の削減対策などに取り組みます。

- | | |
|---------|------------------------------|
| 汚濁負荷の削減 | ①生活排水対策 ②産業排水対策
③非特定汚染源対策 |
| 有害物質の削減 | ④有害物質削減対策 |
| 直接浄化等 | ⑤直接浄化対策
⑥底質改善対策 |
| 環境監視 | ⑦水質等の調査 |
| その他 | ⑧清掃活動等 |

※非特定汚染源：生活や産業排水からの汚濁負荷は、排出源が特定できるのに対して、市街地、農地、山林等から陸域生活や産業排水が排出される汚濁負荷は、発生源を特定することができないため、非特定汚染源といえます。

② 「豊かな水」のための13の取組

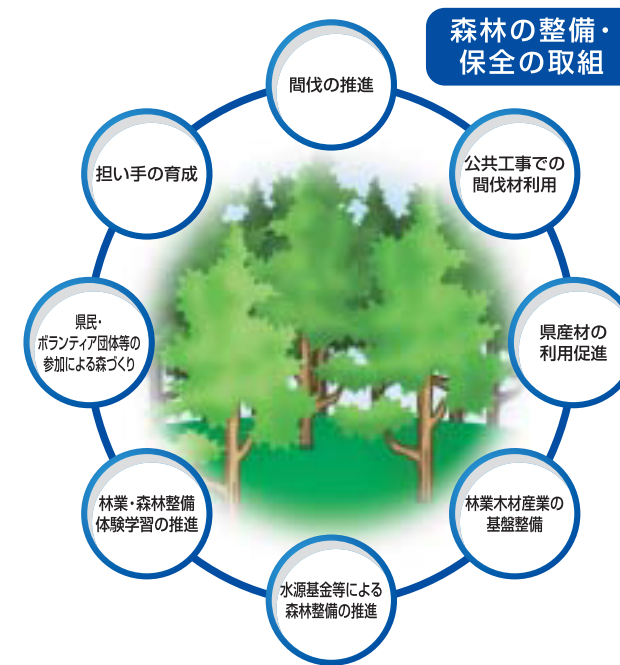
「豊かな水」の確保で連携し、かん養機能の向上や、水資源の有効利用などに取り組みます。

- | | |
|----------|---|
| かん養機能の向上 | ①森林の整備・保全
②農地の保全・管理
③総合治水対策の推進
④雨水貯留浸透施設、透水性舗装等の推進
⑤ため池の保全
⑥緑化の推進
⑦湧水等の保全 |
| 水資源の有効利用 | ⑧水資源の効率的利用
⑨節水意識の高揚
⑩下水処理水等の有効利用
⑪地下水の環境用水利用
⑫雨水貯留による水資源の有効利用 |
| その他 | ⑬モニタリングの実施 |

テーマで連携した取組

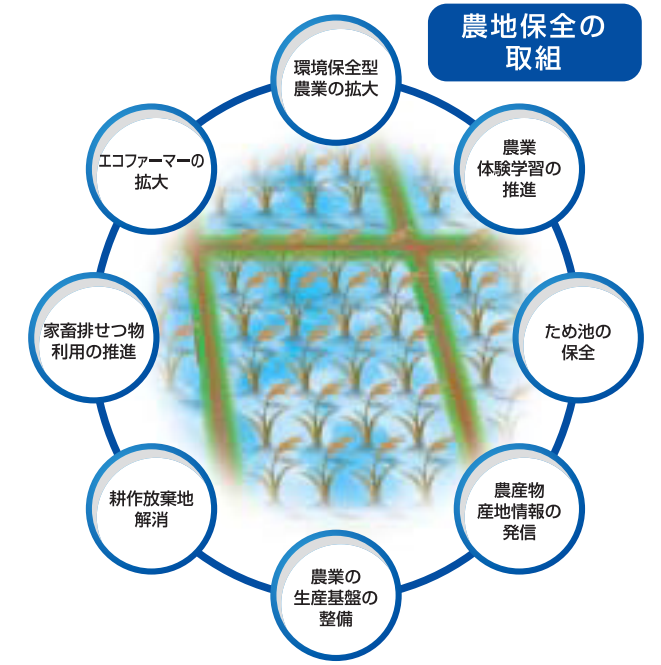
① 森林の整備・保全の取組

水循環の再生には、森林が健全であることが重要です。林業・木材産業の活性化を軸とした連携を図ります。



② 農地保全の取組

水循環の再生には、農地を保全し、その機能を維持・回復することが重要です。農業の活性化を軸とした連携を図ります。



※エコファーマー：たい肥等による土づくり技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3つの技術を一体的に用いて、環境にやさしい農業を実践する栽培計画を策定し、この計画が知事に認定された農業者をいいます。

③ 「多様な生態系」のための7の取組

生態系の保全で連携し、多自然型川づくり、湿地やため池等の保全、干潟・浅場の保全・再生などを推進します。

- | | |
|-----------|--|
| 多様な生態系の保全 | ①多自然型川づくり等の推進
②自然海岸、干潟、浅場等の保全・再生
③農業用水路、ため池等の保全
④湿地・湿原の保全
⑤エコトーンの整備等
⑥清掃活動等
⑦動植物の調査・保全 |
|-----------|--|

※多自然型川づくり：河川整備にあたって、川の安全性に十分配慮した上で、できるだけ自然の素材を使って、自然の川の姿に近づけ、生き物の豊かな川をめざす川づくりを行うことをいいます。
※エコトーン：動植物の生息環境が連続的に変化する推移帯のことで、例えば、自然度の高い水辺や干潟は、水域と陸域という異なる生息環境を結んでいるエコトーンです。

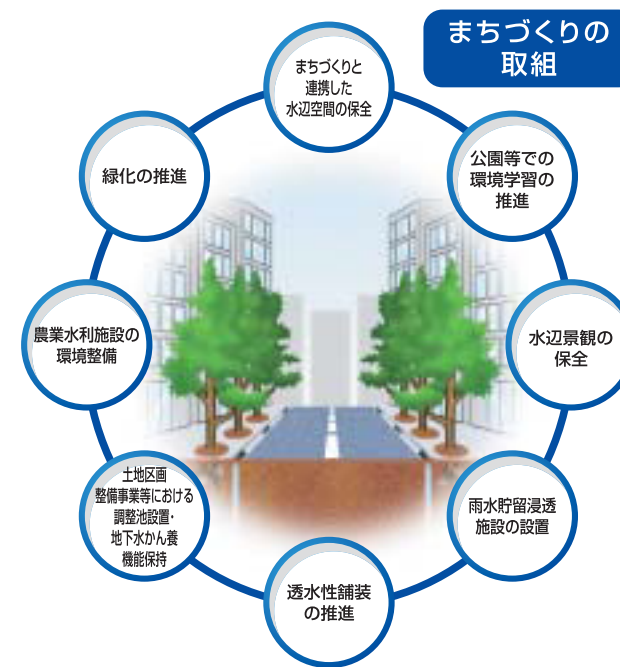
④ 「ふれあう水辺」のための5の取組

人と水とのふれあいで連携し、身近な水辺の親水性の向上や水辺景観の保全、水文化の保存・伝承を推進します。

- | | |
|-----------|---|
| 身近な水辺の整備 | ①身近な水辺の親水性の向上
②水辺景観の保全
③清掃活動等
④モニタリングの実施 |
| 水文化の保存・伝承 | ⑤水文化の保存・伝承 |

③ まちづくりの取組

水循環の再生には、都市域において、バランスのとれた水の利活用が図られていることが重要です。まちづくりを軸とした連携を図ります。



④ 海づくりの取組

水循環の再生には、海が健全であることが重要です。海辺の保全・再生や水産業の活性化を軸とした連携を図ります。

